【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（親法人等及び子法人等の範囲）

**第十五条の十六**　法第三十一条の四第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）とする。

一　その親会社等

二　その親会社等の子会社等（自己並びに前号及び次項第一号に掲げる者を除く。）

三　その親会社等の関連会社等（次項第二号に掲げる者を除く。）

四　その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（以下「特定個人株主」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、自己並びに前三号及び次項各号に掲げる者を除く。以下この号において「会社等」という。）

イ　当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社等（当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む。）

ロ　当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する会社等

２　法第三十一条の四第六項に規定する政令で定める要件に該当する者は、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）とする。

一　その子会社等

二　その関連会社等

３　第一項第一号から第三号までの「親会社等」とは、他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している会社等として内閣府令で定めるものをいい、第一項第二号及び第四号イ並びに前項第一号の「子会社等」とは、親会社等によりその意思決定機関を支配されている他の会社等をいう。この場合において、親会社等及び子会社等又は子会社等が他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等は、その親会社等の子会社等とみなす。

４　第一項第三号及び第四号イ並びに第二項第二号の「関連会社等」とは、会社等（当該会社等の子会社等（前項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該会社等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等（子会社等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

５　第一項第四号に規定する議決権の保有の判定に関し必要な事項は、その保有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（親法人等及び子法人等の範囲）

**第十五条の十六**　法第三十一条の四第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）とする。

一　その親会社等

二　その親会社等の子会社等（自己並びに前号及び次項第一号に掲げる者を除く。）

三　その親会社等の関連会社等（次項第二号に掲げる者を除く。）

四　その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（以下「特定個人株主」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、自己並びに前三号及び次項各号に掲げる者を除く。以下この号において「会社等」という。）

イ　当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社等（当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む。）

ロ　当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する会社等

２　法第三十一条の四第六項に規定する政令で定める要件に該当する者は、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）とする。

一　その子会社等

二　その関連会社等

３　第一項第一号から第三号までの「親会社等」とは、他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している会社等として内閣府令で定めるものをいい、第一項第二号及び第四号イ並びに前項第一号の「子会社等」とは、親会社等によりその意思決定機関を支配されている他の会社等をいう。この場合において、親会社等及び子会社等又は子会社等が他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等は、その親会社等の子会社等とみなす。

４　第一項第三号及び第四号イ並びに第二項第二号の「関連会社等」とは、会社等（当該会社等の子会社等（前項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該会社等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等（子会社等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

５　第一項第四号に規定する議決権の保有の判定に関し必要な事項は、その保有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

（改正前）

（証券会社と密接な関係を有する者）

**第十五条の四**　法第三十二条第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人等で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が保有している当該証券会社の議決権の数の合計が、当該証券会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。第三十一条において同じ。）の百分の五十を超えていること。

イ　当該法人等

ロ　当該法人等の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。次項において同じ。）、監査役又は執行役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この項及び次項第一号ニにおいて同じ。）及び主要株主（総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

ハ　ロに掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該法人等の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該証券会社の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

２　法第三十二条第六項に規定する政令で定める要件に該当する者は、証券会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

イ　当該証券会社

ロ　当該証券会社の役員（取締役、会計参与、監査役又は執行役をいう。次号において同じ。）及び主要株主

ハ　ロに掲げる者の親族

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該証券会社の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役（理事その他これらに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

（４、５　新設）

３　前二項の規定を適用する場合において、議決権の保有の判定に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】

（改正後）

（証券会社と密接な関係を有する者）

**第十五条の四**　法第三十二条第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人等で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が保有している当該証券会社の議決権の数の合計が、当該証券会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。第三十一条において同じ。）の百分の五十を超えていること。

イ　当該法人等

ロ　当該法人等の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。次項において同じ。）、監査役又は執行役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この項及び次項第一号ニにおいて同じ。）及び主要株主（総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

ハ　ロに掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該法人等の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該証券会社の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

２　法第三十二条第六項に規定する政令で定める要件に該当する者は、証券会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

イ　当該証券会社

ロ　当該証券会社の役員（取締役、会計参与、監査役又は執行役をいう。次号において同じ。）及び主要株主

ハ　ロに掲げる者の親族

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該証券会社の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役（理事その他これらに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

３　前二項の規定を適用する場合において、議決権の保有の判定に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（改正前）

（証券会社と密接な関係を有する者）

**第十五条の四**　法第三十二条第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人等で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が保有している当該証券会社の議決権の数の合計が、当該証券会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。第三十一条において同じ。）の百分の五十を超えていること。

イ　当該法人等

ロ　当該法人等の役員（取締役、執行役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この項及び次項第一号ニにおいて同じ。）及び主要株主（総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

ハ　ロに掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該法人等の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該証券会社の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

２　法第三十二条第六項に規定する政令で定める要件に該当する者は、証券会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

イ　当該証券会社

ロ　当該証券会社の役員（取締役、執行役又は監査役をいう。次号において同じ。）及び主要株主

ハ　ロに掲げる者の親族

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該証券会社の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役（理事その他これらに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

３　前二項の規定を適用する場合において、議決権の保有の判定に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】

（改正後）

（証券会社と密接な関係を有する者）

**第十五条の四**　法第三十二条第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人等で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が保有している当該証券会社の議決権の数の合計が、当該証券会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。第三十一条において同じ。）の百分の五十を超えていること。

イ　当該法人等

ロ　当該法人等の役員（取締役、執行役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この項及び次項第一号ニにおいて同じ。）及び主要株主（総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

ハ　ロに掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該法人等の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該証券会社の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

２　法第三十二条第六項に規定する政令で定める要件に該当する者は、証券会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

イ　当該証券会社

ロ　当該証券会社の役員（取締役、執行役又は監査役をいう。次号において同じ。）及び主要株主

ハ　ロに掲げる者の親族

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該証券会社の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役（理事その他これらに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

３　前二項の規定を適用する場合において、議決権の保有の判定に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（改正前）

（証券会社と密接な関係を有する者）

**第十五条の四**　法第三十二条第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人等で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が保有している当該証券会社の議決権の数の合計が、当該証券会社の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

イ　当該法人等

ロ　当該法人等の役員（取締役、執行役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この項及び次項第一号ニにおいて同じ。）及び主要株主（総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

ハ　ロに掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該法人等の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該証券会社の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

２　法第三十二条第六項に規定する政令で定める要件に該当する者は、証券会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

イ　当該証券会社

ロ　当該証券会社の役員（取締役、執行役又は監査役をいう。次号において同じ。）及び主要株主

ハ　ロに掲げる者の親族

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該証券会社の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役（理事その他これらに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

３　前二項の規定を適用する場合において、議決権の保有の判定に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

（証券会社と密接な関係を有する者）

**第十五条の四**　法第三十二条第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人等で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が保有している当該証券会社の議決権の数の合計が、当該証券会社の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

イ　当該法人等

ロ　当該法人等の役員（取締役、執行役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この項及び次項第一号ニにおいて同じ。）及び主要株主（総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

ハ　ロに掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該法人等の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該証券会社の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

２　法第三十二条第六項に規定する政令で定める要件に該当する者は、証券会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

イ　当該証券会社

ロ　当該証券会社の役員（取締役、執行役又は監査役をいう。次号において同じ。）及び主要株主

ハ　ロに掲げる者の親族

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該証券会社の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役（理事その他これらに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

３　前二項の規定を適用する場合において、議決権の保有の判定に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（改正前）

（証券会社と密接な関係を有する者）

**第十五条の三**　法第三十二条第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人等で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が保有している当該証券会社の議決権の数の合計が、当該証券会社の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

イ　当該法人等

ロ　当該法人等の役員（取締役、執行役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この項及び次項第一号ニにおいて同じ。）及び主要株主（総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

ハ　ロに掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該法人等の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該証券会社の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

２　法第三十二条第六項に規定する政令で定める要件に該当する者は、証券会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

イ　当該証券会社

ロ　当該証券会社の役員（取締役、執行役又は監査役をいう。次号において同じ。）及び主要株主

ハ　ロに掲げる者の親族

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該証券会社の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役（理事その他これらに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

３　前二項の規定を適用する場合において、議決権の保有の判定に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】

（改正後）

（証券会社と密接な関係を有する者）

**第十五条の三**　法第三十二条第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人等で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が保有している当該証券会社の議決権の数の合計が、当該証券会社の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

イ　当該法人等

ロ　当該法人等の役員（取締役、執行役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この項及び次項第一号ニにおいて同じ。）及び主要株主（総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

ハ　ロに掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該法人等の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該証券会社の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

２　法第三十二条第六項に規定する政令で定める要件に該当する者は、証券会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

イ　当該証券会社

ロ　当該証券会社の役員（取締役、執行役又は監査役をいう。次号において同じ。）及び主要株主

ハ　ロに掲げる者の親族

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該証券会社の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役（理事その他これらに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

３　前二項の規定を適用する場合において、議決権の保有の判定に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（改正前）

（証券会社と密接な関係を有する者）

**第十五条の三**　法第三十二条第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人等で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が保有している当該証券会社の議決権の数の合計が、当該証券会社の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

イ　当該法人等

ロ　当該法人等の役員（取締役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この項及び次項第一号ニにおいて同じ。）及び主要株主（総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

ハ　ロに掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該法人等の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該証券会社の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

２　法第三十二条第六項に規定する政令で定める要件に該当する者は、証券会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

イ　当該証券会社

ロ　当該証券会社の役員（取締役又は監査役をいう。次号において同じ。）及び主要株主

ハ　ロに掲げる者の親族

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該証券会社の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該法人等の取締役（理事その他これに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

３　前二項の規定を適用する場合において、議決権の保有の判定に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

【平成15年3月28日 政令第116号】

（改正後）

（証券会社と密接な関係を有する者）

**第十五条の三**　法第三十二条第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人等で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が保有している当該証券会社の議決権の数の合計が、当該証券会社の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

イ　当該法人等

ロ　当該法人等の役員（取締役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この項及び次項第一号ニにおいて同じ。）及び主要株主（総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

ハ　ロに掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該法人等の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該証券会社の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

２　法第三十二条第六項に規定する政令で定める要件に該当する者は、証券会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

イ　当該証券会社

ロ　当該証券会社の役員（取締役又は監査役をいう。次号において同じ。）及び主要株主

ハ　ロに掲げる者の親族

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該証券会社の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該法人等の取締役（理事その他これに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

３　前二項の規定を適用する場合において、議決権の保有の判定に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（改正前）

（証券会社と密接な関係を有する者）

**第十五条の三**　法第三十二条第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が保有している当該証券会社の議決権の数の合計が、当該証券会社の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

イ　当該法人等

ロ　当該法人等の役員（取締役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この項及び次項第一号ニにおいて同じ。）及び主要株主（総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

ハ　ロに掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該法人等の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該証券会社の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

２　法第三十二条第六項に規定する政令で定める要件に該当する者は、証券会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

イ　当該証券会社

ロ　当該証券会社の役員（取締役又は監査役をいう。次号において同じ。）及び主要株主

ハ　ロに掲げる者の親族

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該証券会社の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該法人等の取締役（理事その他これに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

３　前二項の規定を適用する場合において、議決権の保有の判定に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】

（改正後）

（証券会社と密接な関係を有する者）

**第十五条の三**　法第三十二条第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が保有している当該証券会社の議決権の数の合計が、当該証券会社の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

イ　当該法人等

ロ　当該法人等の役員（取締役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この項及び次項第一号ニにおいて同じ。）及び主要株主（総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

ハ　ロに掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該法人等の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該証券会社の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

２　法第三十二条第六項に規定する政令で定める要件に該当する者は、証券会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

イ　当該証券会社

ロ　当該証券会社の役員（取締役又は監査役をいう。次号において同じ。）及び主要株主

ハ　ロに掲げる者の親族

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該証券会社の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該法人等の取締役（理事その他これに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

３　前二項の規定を適用する場合において、議決権の保有の判定に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（改正前）

（証券会社と密接な関係を有する者）

**第十五条の三**　法第三十二条第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が所有している当該証券会社の株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の数の合計が、当該証券会社の発行済株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の総数の百分の五十を超えていること。

イ　当該法人等

ロ　当該法人等の役員（取締役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この項及び次項第一号ニにおいて同じ。）及び主要株主（発行済株式の総数又は出資（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の総額の百分の十以上の株式又は出資を所有している株主又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

ハ　ロに掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を所有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該法人等の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該証券会社の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

２　法第三十二条第六項に規定する政令で定める要件に該当する者は、証券会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が所有している当該法人等の株式の数又は出資の額の合計が、当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

イ　当該証券会社

ロ　当該証券会社の役員（取締役又は監査役をいう。次号において同じ。）及び主要株主

ハ　ロに掲げる者の親族

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を所有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該証券会社の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該法人等の取締役（理事その他これに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

３　前二項の規定を適用する場合において、株式又は出資の所有の判定に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】

（改正後）

（証券会社と密接な関係を有する者）

**第十五条の三**　法第三十二条第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が所有している当該証券会社の株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の数の合計が、当該証券会社の発行済株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の総数の百分の五十を超えていること。

イ　当該法人等

ロ　当該法人等の役員（取締役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この項及び次項第一号ニにおいて同じ。）及び主要株主（発行済株式の総数又は出資（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の総額の百分の十以上の株式又は出資を所有している株主又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

ハ　ロに掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を所有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該法人等の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該証券会社の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

２　法第三十二条第六項に規定する政令で定める要件に該当する者は、証券会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が所有している当該法人等の株式の数又は出資の額の合計が、当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

イ　当該証券会社

ロ　当該証券会社の役員（取締役又は監査役をいう。次号において同じ。）及び主要株主

ハ　ロに掲げる者の親族

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を所有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該証券会社の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該法人等の取締役（理事その他これに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

３　前二項の規定を適用する場合において、株式又は出資の所有の判定に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（改正前）

（証券会社と密接な関係を有する者）

**第十五条の三**　法第三十二条第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者（総理府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして総理府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が所有している当該証券会社の株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の数の合計が、当該証券会社の発行済株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の総数の百分の五十を超えていること。

イ　当該法人等

ロ　当該法人等の役員（取締役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この項及び次項第一号ニにおいて同じ。）及び主要株主（発行済株式の総数又は出資（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の総額の百分の十以上の株式又は出資を所有している株主又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

ハ　ロに掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を所有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該法人等の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該証券会社の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

２　法第三十二条第六項に規定する政令で定める要件に該当する者は、証券会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等（総理府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして総理府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が所有している当該法人等の株式の数又は出資の額の合計が、当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

イ　当該証券会社

ロ　当該証券会社の役員（取締役又は監査役をいう。次号において同じ。）及び主要株主

ハ　ロに掲げる者の親族

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を所有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該証券会社の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該法人等の取締役（理事その他これに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

３　前二項の規定を適用する場合において、株式又は出資の所有の判定に関し必要な事項は、総理府令で定める。

【平成12年6月7日 政令第244号】

（改正後）

（証券会社と密接な関係を有する者）

**第十五条の三**　法第三十二条第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者（総理府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして総理府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が所有している当該証券会社の株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の数の合計が、当該証券会社の発行済株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の総数の百分の五十を超えていること。

イ　当該法人等

ロ　当該法人等の役員（取締役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この項及び次項第一号ニにおいて同じ。）及び主要株主（発行済株式の総数又は出資（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の総額の百分の十以上の株式又は出資を所有している株主又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

ハ　ロに掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を所有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該法人等の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該証券会社の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

２　法第三十二条第六項に規定する政令で定める要件に該当する者は、証券会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等（総理府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして総理府令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が所有している当該法人等の株式の数又は出資の額の合計が、当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

イ　当該証券会社

ロ　当該証券会社の役員（取締役又は監査役をいう。次号において同じ。）及び主要株主

ハ　ロに掲げる者の親族

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を所有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該証券会社の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該法人等の取締役（理事その他これに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

３　前二項の規定を適用する場合において、株式又は出資の所有の判定に関し必要な事項は、総理府令で定める。

（改正前）

（証券会社と密接な関係を有する者）

**第十五条の三**　法第三十二条第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者（総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が所有している当該証券会社の株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の数の合計が、当該証券会社の発行済株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の総数の百分の五十を超えていること。

イ　当該法人等

ロ　当該法人等の役員（取締役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この項及び次項第一号ニにおいて同じ。）及び主要株主（発行済株式の総数又は出資（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の総額の百分の十以上の株式又は出資を所有している株主又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

ハ　ロに掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を所有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該法人等の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該証券会社の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

２　法第三十二条第六項に規定する政令で定める要件に該当する者は、証券会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等（総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が所有している当該法人等の株式の数又は出資の額の合計が、当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

イ　当該証券会社

ロ　当該証券会社の役員（取締役又は監査役をいう。次号において同じ。）及び主要株主

ハ　ロに掲げる者の親族

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を所有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該証券会社の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該法人等の取締役（理事その他これに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

３　前二項の規定を適用する場合において、株式又は出資の所有の判定に関し必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（証券会社と密接な関係を有する者）

**第十五条の三**　法第三十二条第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者（総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が所有している当該証券会社の株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の数の合計が、当該証券会社の発行済株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の総数の百分の五十を超えていること。

イ　当該法人等

ロ　当該法人等の役員（取締役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この項及び次項第一号ニにおいて同じ。）及び主要株主（発行済株式の総数又は出資（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の総額の百分の十以上の株式又は出資を所有している株主又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

ハ　ロに掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を所有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該法人等の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該証券会社の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

２　法第三十二条第六項に規定する政令で定める要件に該当する者は、証券会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等（総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が所有している当該法人等の株式の数又は出資の額の合計が、当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

イ　当該証券会社

ロ　当該証券会社の役員（取締役又は監査役をいう。次号において同じ。）及び主要株主

ハ　ロに掲げる者の親族

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を所有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該証券会社の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該法人等の取締役（理事その他これに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

３　前二項の規定を適用する場合において、株式又は出資の所有の判定に関し必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

（改正前）

（証券会社と密接な関係を有する者）

**第十五条の二**　法第四十二条の二第一項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者（総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が所有している当該証券会社の株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の数の合計が、当該証券会社の発行済株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の総数の百分の五十を超えていること。

イ　当該法人等

ロ　当該法人等の役員（取締役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この項及び次項第一号ニにおいて同じ。）及び主要株主（発行済株式の総数又は出資（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の総額の百分の十以上の株式又は出資を所有している株主又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

ハ　ロに掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を所有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該法人等の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該証券会社の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

２　法第四十二条の二第二項に規定する政令で定める要件に該当する者は、証券会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等（総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が所有している当該法人等の株式の数又は出資の額の合計が、当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

イ　当該証券会社

ロ　当該証券会社の役員（取締役又は監査役をいう。次号において同じ。）及び主要株主

ハ　ロに掲げる者の親族

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を所有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該証券会社の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該法人等の取締役（理事その他これに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

３　前二項の規定を適用する場合において、株式又は出資の所有の判定に関し必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】

（改正後）

（証券会社と密接な関係を有する者）

**第十五条の二**　法第四十二条の二第一項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者（総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が所有している当該証券会社の株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の数の合計が、当該証券会社の発行済株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の総数の百分の五十を超えていること。

イ　当該法人等

ロ　当該法人等の役員（取締役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この項及び次項第一号ニにおいて同じ。）及び主要株主（発行済株式の総数又は出資（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の総額の百分の十以上の株式又は出資を所有している株主又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

ハ　ロに掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を所有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該法人等の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該証券会社の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

２　法第四十二条の二第二項に規定する政令で定める要件に該当する者は、証券会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等（総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が所有している当該法人等の株式の数又は出資の額の合計が、当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

イ　当該証券会社

ロ　当該証券会社の役員（取締役又は監査役をいう。次号において同じ。）及び主要株主

ハ　ロに掲げる者の親族

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を所有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該証券会社の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該法人等の取締役（理事その他これに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

３　前二項の規定を適用する場合において、株式又は出資の所有の判定に関し必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

（改正前）

（証券会社と密接な関係を有する者）

**第十五条の二**　法第四十二条の二第一項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者（大蔵省令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして大蔵省令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が所有している当該証券会社の株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の数の合計が、当該証券会社の発行済株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の総数の百分の五十を超えていること。

イ　当該法人等

ロ　当該法人等の役員（取締役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この項及び次項第一号ニにおいて同じ。）及び主要株主（発行済株式の総数又は出資（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の総額の百分の十以上の株式又は出資を所有している株主又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

ハ　ロに掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を所有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該法人等の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該証券会社の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

２　法第四十二条の二第二項に規定する政令で定める要件に該当する者は、証券会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等（大蔵省令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして大蔵省令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が所有している当該法人等の株式の数又は出資の額の合計が、当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

イ　当該証券会社

ロ　当該証券会社の役員（取締役又は監査役をいう。次号において同じ。）及び主要株主

ハ　ロに掲げる者の親族

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を所有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該証券会社の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該法人等の取締役（理事その他これに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

３　前二項の規定を適用する場合において、株式又は出資の所有の判定に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】 （改正なし）

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】

（改正後）

（証券会社と密接な関係を有する者）

**第十五条の二**　法第四十二条の二第一項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者（大蔵省令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして大蔵省令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が所有している当該証券会社の株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の数の合計が、当該証券会社の発行済株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の総数の百分の五十を超えていること。

イ　当該法人等

ロ　当該法人等の役員（取締役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この項及び次項第一号ニにおいて同じ。）及び主要株主（発行済株式の総数又は出資（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の総額の百分の十以上の株式又は出資を所有している株主又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

ハ　ロに掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を所有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該法人等の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該証券会社の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

２　法第四十二条の二第二項に規定する政令で定める要件に該当する者は、証券会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等（大蔵省令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして大蔵省令で定める要件に該当する者とする。

一　次に掲げる者が所有している当該法人等の株式の数又は出資の額の合計が、当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

イ　当該証券会社

ロ　当該証券会社の役員（取締役又は監査役をいう。次号において同じ。）及び主要株主

ハ　ロに掲げる者の親族

ニ　イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を所有している場合における当該他の法人等及びその役員

二　前号ロからニまでに掲げる者並びに当該証券会社の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該法人等の取締役（理事その他これに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

３　前二項の規定を適用する場合において、株式又は出資の所有の判定に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（改正前）

（新設）